

広島県告示第七百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山田記念病院 医療法人双藤会 産科・ 婦人科 藤東クリニック	三原市宮浦六丁目一番一号 安芸郡府中町茂陰一丁目一番一号	平成二十二年八月一日 平成二十二年七月二日